平成２１年（フ）第２３０１号
愛知県津島市藤浪町２丁目１番地２　津島公団住宅１棟104号
債務者　水谷　　勝
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮前　隆文
4　破産債権の届出期間　平成21年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２号
金沢市長土塀３丁目22番３号
債務者　水上　美幸
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向峠　仁志
4　破産債権の届出期間　平成21年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３３８号
名古屋市熱田区大宝４丁目16番２号　スカイメゾン501号
債務者　中村　徳幸
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　順
4　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８８号
川崎市宮前区水沢３丁目４番48号、旧住所川崎市宮前区犬蔵３丁目12番５―304号
債務者　吉浦　惠二
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
川崎市宮前区水沢３丁目４番48号、旧住所川崎市宮前区犬蔵３丁目12番５―304号
債務者　吉浦　榮子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１４７号
広島市安佐北区亀山６丁目42番14号
債務者　伊藤　英治
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第２２４号
福岡県久留米市諏訪野町2355―１
債務者　有限会社イッツ
代表者代表清算人　野田　芳弘
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４０号
岩手県一関市室根町矢越字高沢37番地
債務者　鈴木　　晃
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１４２号
岩手県一関市萩荘字駒下１番地５　県営アパート２―201
債務者　小岩ゆき子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１５７号
鹿児島県大島郡徳之島町下久志545番地１
破産者　株式会社川上建設
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２０年（フ）第２３１号
青森市問屋町２丁目11番６号
破産者　西田商事株式会社
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２０５号
千葉県木更津市永井作１丁目11番３号101
破産者　有限会社新日祥
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第２３８９６号
東京都小金井市本町４丁目17―14、開始決定時の住所東京都世田谷区玉川台１丁目２―７―205
破産者　太田　喜久（旧名義明）
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３８７８号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番104―404号
破産者　有限会社事務機の松山
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１７３３号
神戸市東灘区深江浜町112番地
破産者　株式会社マルシゲ
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部